

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	1 農地集積加速化事業	1 地域計画策定推進緊急対策事業 地域計画の策定に向けた取組みに要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村 農業委員会	定額	1 事業実施主体の変更 2 事業費の30%を超える増減 3 事業の中止又は新規の実施	無	要	[中間報告] 12月31日	[中間報告] 1月15日 (ただし、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の第14に定める様式を準用する)
		2 人・農地プラン実践活動支援事業 人・農地プランの実践のため、地域の農業者組織が行う農地利用調整活動に要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業者等が組織する団体	補助事業者： 10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする (上限25万円/1組織)	1 事業の中止 2 事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	1 農地集積加速化事業	3 機構集積協力金交付事業 市町村が地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付け、又は貸付けと一体的に行われる機構を通じた農作業委託を行った地域、農業部門の減少による経営転換や離農等により、農地を農地中間管理機構に貸し付けた農地の所有者に対して行う交付金を交付するために必要な経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1) 地域集積協力金交付事業 (2) 集約化奨励金交付事業 (3) 経営転換協力金交付事業 (4) 機構集積協力金推進事業 (1)(2)(3)の事業を推進するための経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業者等が組織する団体、農地所有者	定額	1 事業費又は補助金の30%を超える増減 2 (1)から(4)の事業の中止又は新規の実施	無	要	[中間報告] 9月30日 12月31日 (ただし、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱の第13に定める様式を準用する) [実績報告] 事業完了時	[中間報告] 10月5日 1月5日 [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		4 農地集積促進助成事業 市町村が、地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けた中山間地域に対して行う交付金を交付するために必要な経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業者等が組織する団体	定額	1 事業の中止 2 事業費の30%を超える増減	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	2 農地流動化推進事業	<p>農地売買等支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 熊本県農業公社が、農地（開発して農地とすることが適正な土地を含む）、採草放牧地及び農業用施設用地（以下「農用地等」という。）の売買等を実施するために必要な経費 熊本県農業公社が、買入れた農用地等の対価の支払い、又は借入れた農用地等の小作料の前払いに要する資金、その他事業に要する資金を借入れた場合の支払利息に対する利子補給 <p>(1) 業務費 (2) 事業費（利子助成） (3) 公社組織特別整備費</p>	4月1日から3月31日まで	公益財団法人熊本県農業公社	(1)、(2)、(3) 10分の10以内	<p>1 経費の30%を超える増減</p> <p>2 農用地等の買入れ、借入れ、売渡し及び貸付けの合計件数又は面積の30%を超える増減</p> <p>3 借入金の年間平均借入残高額の30%を超える増減</p>	有 (第9条第2項第3号該当)	要	<p>[中間報告] 1のみ 6月30日 9月30日 12月31日</p> <p>[実績報告] 事業完了時</p>	<p>[中間報告] 1のみ 7月15日 10月15日 1月15日</p> <p>[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日</p>

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	3 農業委員会等振興助成費	1 農業委員会費 市町村が、農業委員会の組織運営及び事業を実施するために必要な経費 (1) 農業委員会交付金 ア 農業委員・農地利用最適化推進委員手当 イ 職員設置費 ウ 農地調査・資料整備費 (2) 農地利用最適化交付金 ア 推進委員等による最適化活動推進事業 イ 農地利用の最適化の推進のための支援事業 (3) 機構集積支援事業 ア 農地法事務適正実施支援 イ 農地有効利用支援 (4) 情報収集等業務効率化支援事業 タブレット端末の購入費	(1)、(2) 4月1日から3月31日まで (3)、(4) 交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	農業委員会	定額	(1) 事業主体の変更 (2) 事業主体の変更 (3)、(4) 事業主体の変更 事業の新設又は廃止 経費の30%を超える増減	(1)、(2) 有 (第9条第2項第1号該当) (3)、(4) 無	(1) 否 (2) 要 イ、ウ 否 (3)(4) 要	〔中間報告〕 1 (3) (4) 2 (2) 9月30日 12月31日 上記以外(2(3)を除く) 12月31日	〔中間報告〕 1 (3) (4) 2 (2) 10月15日 1月15日 上記以外(2(3)を除く) 1月15日
		2 県農業会議費 熊本県農業会議が、組織運営及び事業を実施するために必要な経費 (1) 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 ア 役職員手当 イ 職員給与費等 ウ 旅費 エ 事務等経費 オ その他の経費 (2) 機構集積支援事業 広域的な農地利用調整活動 (3) 農業会議活動補助事業	(1)、(3) 4月1日から3月31日まで (2) 交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	一般社団法人熊本県農業会議	(1) 及び(3) 10分の10以内 (2) 定額	(1) 経費の30%を超える増減 (2) 事業の新設又は廃止 経費の30%を超える増減 (3) 事業内容の追加又は取りやめ	(1)、(3) 有 (第9条第2項第1号該当) (2) 無	(1)、(3) 否 (2) 要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	4 農地中間管理機構事業	1 借受農地管理等事業 農地中間管理機構が借り受けた農用地等の賃料及び保全管理に要する経費	4月1日から3月31日まで	公益財団法人熊本県農業公社	定額	経費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	[中間報告] 6月30日 9月30日 12月31日	[中間報告] 7月15日 10月15日 1月15日
		2 農地中間管理機構運営事業 農地中間管理機構の運営及び業務委託等に必要経費 (1) 体制整備費(人件費) ① 機構本部職員の人件費 ② 機構現場職員の人件費 (2) 業務推進費(事務経費) ① 機構本部の事務経費 ② 機構現場の事務経費 (3) 関係機関への推進委託費等 農地中間管理事業業務委託			定額				有 (第9条第2項第3号該当)	(ただし、農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱の第13に定める様式を準用する)

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	5 担い手育成支援事業	1 熊本県担い手育成総合支援協議会事業 熊本県担い手育成総合支援協議会が、認定農業者の認定促進や経営改善支援、法人経営の推進など担い手の育成・確保のための取組みを実施するために必要な経費 (1)認定農業者の認定促進、経営改善支援、法人経営の推進	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県担い手育成総合支援協議会	定額		有 (第9条第2項第3号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 市町村担い手育成総合支援協議会等事業 市町村担い手育成総合支援協議会、市町村、農業協同組合等が、認定農業者や地域営農組織等の担い手の育成・確保のための取組みを実施するために必要な経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1)認定農業者の認定促進、経営改善支援、経営(事業)継承の推進、法人経営の推進 (2)農業所得アップの取組支援		【補助事業者】 市町村 農業協同組合 【事業主体】 市町村担い手育成総合支援協議会、市町村、農業協同組合等	2分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	6 農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）	<p>農業人材力強化総合支援事業に基づき実施する農業次世代人材投資事業に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>1 農業次世代人材投資事業（経営開始型） 経営開始直後の青年就農者に対して給付する交付金</p> <p>2 推進事業 交付金の交付に係る推進事務を行うために必要な経費</p>	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	<p>【補助事業者】 市町村</p> <p>【事業主体】 市町村、農業者</p>	10分の10以内	<p>1 当該年度の交付対象者数の30%以上の増減</p> <p>2 事業費の30%以上の増減</p>	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	7 農村青少年教育・集団活動促進事業	青年農業者組織活動支援事業 県青年農業者クラブ連絡協議会の実施する各種研修活動、消費者に対する農業理解促進活動等に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	県青年農業者クラブ連絡協議会	10分の10以内		無	要	[実績報告] 3月31日	[実績報告] 翌年度の4月30日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	8 担い手確保・経営強化支援事業	担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知）の別記に規定される助成対象者が機械等の導入等の取組みに必要な経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1) 融資主体型補助事業 (2) 追加的信用供与補助事業	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 (1) 農業者等 (2) 農業信用基金協会	10分の10以内 ただし、次により算定した事業主体への補助金額を上限とする (1) 融資主体型補助事業については、2分の1以内（上限1,500万円/個人、3,000万円/法人。地域における継続的な農地利用を図る者として事業実施主体が認める者の上限は100万円） (2) 追加的信用供与補助事業については、定額（融資額の15分の1）	1 成果目標の変更 2 事業実施地区の変更 3 助成対象事業内容の新設 4 その他知事が必要と認める要件	無	要	[中間報告] 12月31日 (ただし、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の第14に定める様式を準用する)	[中間報告] 1月5日
		(3) 附帯事務費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	2分の1以内					[実績報告] 事業完了時

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	9 熊本型新規就農 総合支援事業	1 新規就農支援センター機能強化事業 公益財団法人熊本県農業公社が「人」、「農地」の就農情報を一元化するなど、就農支援センター機能を強化し、きめ細やかな相談体制を整備するために必要な経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	公益財団法人熊本県農業公社	10分の10以内		有 (第9条第2項第1号該当)	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 新規参入者育成支援事業 新規就農者の効率的な就農定着を図るため、地域が主体的かつ自立的に新規就農者を育成する仕組みを構築するとともに、多様な研修ニーズに対応できる研修体制の整備を進めるために必要な経費及び県認定研修機関が実施する新規就農者への経営初期段階でのサポート活動に必要な経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	農業次世代人材投資事業(準備型)、新規就農促進研修支援事業(準備型)及び就農準備資金に係る県認定研修機関及び同機関が組織する団体 熊本県農業協同組合中央会	定額	1 事業種目の新設又は廃止 2 事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	[実績報告] 事業完了時	

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	10 熊本県就農支援資金転貸融資事務円滑化事業	就農支援資金の転貸資金を取り扱う民間金融機関が行う融資事務に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	就農支援資金を取り扱う民間金融機関	定額(1月1日から12月31日までに県に償還した償還元金の累計額の0.2025%以内)		有 (第9条第2項第3号該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時 (実績による補助事業のため、交付申請をもって実績報告にかえることができるものとする。)	〔実績報告〕 事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	11 くまもと農業経営相談所総合支援事業	農業経営法人化支援事業 個人の農業経営を法人化し雇用環境を整備することにより、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承などの経営発展及び将来にわたる地域の農地の維持管理の取組みに要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	農業法人等	定額 (上限25万円/1法人)	事業の中止	有 (第9条第2号第3項該当)	否	【実績報告】 実績による補助事業のため、交付申請をもって実績報告にかえるものとする。 (第19条引用)	【実績報告】 —

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	12 未来へつなぐ地域営農組織経営力強化支援事業	1 組織化・法人化支援 (1) 熊本県担い手育成総合支援協議会 地域営農組織の組織化や法人化支援に伴う以下の経費 ①組織・法人設立講座や研修会の開催 ②地域営農組織アドバイザー設置 ③法人化推進コーディネーター設置 ④地域活動支援 ⑤実務指導 ⑥地域営農法人の人材育成を行う塾等の開催 (2) 市町村担い手育成総合支援協議会 地域営農組織の組織化や法人化の合意形成支援に伴う経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	(1) 熊本県担い手育成総合支援協議会 (2) 市町村担い手育成総合支援協議会 ・農業協同組合	(1) 定額 (2) 2分の1以内	経費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	【実績報告】 事業完了時	【実績報告】 事業の完了した日から起算して1ヵ月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 地域営農組織再編・統合支援 地域営農組織の再編・統合に必要な以下の経費 ①合意形成活動に係る経費 ②経営コンサルタント等の導入に係る経費 ③研修に係る経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	複数の地域営農法人等で構成した協議会等	定額(上限40万円/1協議会)		有 (第9条第2項第3号該当)	要		
		3 地域営農組織設立支援 新たな地域営農組織を設立するため集落内での話し合い活動等に必要な以下の経費 ①集落ビジョン策定に係る経費 ②集落に対するサポート活動に係る経費 ③地域営農組織設立に向けた集落の合意形成活動に係る経費 ④専任アドバイザーの活動に係る経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村担い手育成総合支援協議会	定額(上限40万円/1地区)		有 (第9条第2項第3号該当)	要		
		4 集落営農活性化プロジェクト促進事業 地域営農組織の活性化に必要な次の経費 ①若者等を雇用する経費 ②高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓等に取り組む経費 ③組織の法人化に要する経費 ④共同利用機械等の導入経費 ⑤関係機関によるサポートの取り組みに要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	①定額(上限100万円) ②定額 ③定額(25万円) ④2分の1以内 ⑤定額		無	要		

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告		
									報告時点	報告期限	
農地・担い手支援課	13 くまもと農業の継承支援事業	新規就農者等の円滑な農業経営に向け、高齢化等によりリタイアする農家の経営継承支援の仕組みを県域で構築し、本県農業の持続的な発展を支える担い手の確保を図るために要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 1 経営継承支援機構事業 新規就農者等継承希望者と経営資産の移譲希望者情報の県域データベース化、マッチング及び経営継承啓発の取組みに対する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	(一社)熊本県農業会議	定額	1 事業実施主体の変更 2 事業内容取組の新設または廃止 3 事業費の30%以上の増減	無 有 (第9条第2項第3号該当)	要	【実績報告】 事業完了時	【実績報告】 事業の完了した日から起算して1ヵ月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日	
		2 継承準備支援事業 (1)市町村等が行う新規就農者等継承希望者と経営資産の移譲希望者情報の市町村段階でのデータベース化、マッチング及び経営継承啓発の取組みに対する経費 (2)マッチング成立後のプレ研修に必要な経費 (3)継承手続き支援に必要な経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村、農業委員会、市町村担い手育成総合支援協議会または準ずる組織 【事業主体】 市町村、農業委員会、市町村担い手育成総合支援協議会または準ずる組織、農業者	(1)定額 (2)2分の1以内 (3)2分の1以内(上限500千円) 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者:10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする(継承手続き支援は上限500千円)						
		3 新規就農スタートアップ支援力強化事業 就農者への貸出用ハウス等の整備に必要な経費	交付決定日又は交付決定前着手承認日から事業完了日又は3月31日まで	農業次世代人材投資事業における県認定研修機関、県就農支援機関協議会	2分の1以内(上限2,000千円)				無		【実績報告】 事業完了時

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	14 耕作放棄地解消事業	1 耕作放棄地有効利用促進事業 (1) 耕作放棄地を農地(耕作地)へ再生する取組に要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (2) (1)により再生された農地における同年度の営農定着の取組みに要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村、農業委員会 【事業主体】 農業者 ただし、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織、人・農地プランの中心経営体に限る	(1) 定額 ・中心経営体等(自己所有地以外) 30千円/10a (2) 定額 ・中心経営体等(自己所有地以外) 10千円/10a	経費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号に該当)	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 遊休農地解消緊急対策事業 農地中間管理機構が遊休農地を積極的に借り受け、簡易な整備を行った上で担い手に農地集積・集約化する取組みに要する経費		公益財団法人熊本県農業公社	定額(上限43千円/10a)				1 事業実施主体の変更 2 事業内容取組の新設または廃止 3 事業費の30%の増減	[中間報告] 9月30日 12月31日 (ただし、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱の第13に定める様式を準用する) [実績報告] 事業完了時

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	15 海外農業研修支援事業	農業教育高度化事業に基づく海外農業研修に参加するために要する経費 (1) 海外渡航のための旅費 (2) 研修費として海外農業研修を主催する事業者に支払う経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	海外農業研修に参加する者	2分の1以内 (上限600千円)	1 事業の中止又は廃止 2 補助対象経費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	16 女性が変わる未来の農業推進事業	1 女性農業者の育児と農作業のサポート活動事業 女性農業者の育児と農作業サポート活動等に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は2月10日まで	市町村、農業協同組合、農業委員会、公社、土地改良区、民間団体、協議会（女性農業者グループ等含む）	定額	1 事業内容の新設又は廃止 2 地域取組主体の変更 3 事業費又は国庫補助金の30%を超える増減	無	要	[中間報告] 9月末	[中間報告] 10月5日
		2 地域の女性農業者グループの活動推進事業 地域の女性グループによる、試作品の開発や先進事例の調査等の事業活動、女性グループが抱える課題の解決に向けた研修会の開催等要する経費		女性農業者グループ（5名以上の農業者（女性1名以上を含む）がグループに所属すること）					[実績報告] 12月末 事業完了時	[実績報告] 1月5日 事業完了の日から1か月を経過した日又は2月10日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	17 農地利用効率化等支援交付金事業	<p>農業者等が自らの経営のために行う農業用施設・機械等の取得等の取組みに要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>(1) 融資主体支援タイプ (2) 融資支援タイプのうち先進的農業経営確立支援タイプ (3) 条件不利地域支援タイプ (4) 追加的信用供与補助事業</p>	<p>交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで</p>	<p>【補助事業者】 市町村</p> <p>【事業主体】 (1)～(3) 農業者等 (4) 農業信用基金協会</p>	<p>10分の10以内</p> <p>ただし、次により算定した事業主体への補助金額を上限とする</p> <p>(1) 融資主体支援タイプは、10分の3以内 (上限300万円、別途定める要件を満たす場合は上限600万円)</p> <p>(2) 先進的農業経営確立支援タイプは10分の3以内 (上限:1,000万円/個人、1,500万円/法人)</p> <p>(3) 条件不利地域支援タイプは、2分の1以内(農業用機械は3分の1以内) (上限4,000万円)</p> <p>(4) 追加的信用供与事業は、定額(融資額の15分の1)</p>	<p>1 都道府県計画の成果目標の変更 2 地域提案の事業内容の変更 3 都道府県が実施する事業内容の変更 4 その他知事が必要と認める要件</p>	無	要	<p>[中間報告] 12月31日</p> <p>(ただし、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の第14に定める様式を準用する)</p> <p>[実績報告] 事業完了時</p>	<p>[中間報告] 1月5日</p> <p>[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日</p>
		(5) 付帯事務費	<p>交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで</p>	市町村	2分の1以内					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	18 経営発展支援事業	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組に要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 認定新規就農者	10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の4分の3以内を限度とし、次により算定した額を事業主体への補助金額の上限とする。 (1) 750万円（経営開始資金の交付対象者は上限375万円） (2) 夫婦型の交付対象者は(1)に1.5を乗じて得た額	1 新規就農者数に関する目標 2 事業費の30%を超える増減 3 その他知事が必要と認める要件	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		市町村が当該補助事業を実施するために要する経費（推進事業費）	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	10分の10以内					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	19 就農準備資金事業	新規就農者育成総合対策に基づき実施する就農準備資金の交付に必要な経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	研修を受ける者	10分の10以内	補助金額の増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	20 経営開始資金事業	<p>新規就農者育成総合対策に基づき実施する経営開始資金の交付に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>1 経営開始資金事業 経営開始直後の青年就農者に対して給付する交付金</p> <p>2 推進事業 交付金の交付に係る推進事務を行うために必要な経費</p>	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	<p>【補助事業者】 市町村</p> <p>【事業主体】 市町村、農業者</p>	10分の10以内	<p>1 当該年度の交付対象者数の30%以上の増減</p> <p>2 事業費の30%以上の増減</p>	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	21 サポート体制構築事業	(1) 就農相談体制の整備 就農相談員の取組に必要な経費 (2) 先輩農業者等による技術面等のサポート 就農支援員による指導謝金、新規就農者を対象とした研修会・講習会の開催経費 (3) 研修農場の整備 研修農場の新設及び研修内容の強化に必要な農業用施設、農業用機械の取得又は改良に必要な経費 (4) 社会人向けの農業研修の実施 社会人向けの農業研修の実施に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、協議会、民間団体	(1)、(2) 2分の1以内(上限1,000千円) (3) 2分の1以内 (4) 定額(上限3,000千円)	1 事業内容の新設又は廃止 2 事業費の30%を超える増減 3 その他知事が必要と認める要件	有 (第9条第2項第3号該当)	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了日から1か月以内又は翌年度の4月30日までのいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	22 初期投資促進事業	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組みに要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 認定新規就農者	10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の4分の3以内を限度とし、次により算定した額を事業主体への補助金額の上限とする。 (1) 750万円(経営開始資金の交付対象者は上限375万円) (2) 夫婦型の交付対象者は(1)に1.5を乗じて得た額	1 新規就農者数に関する目標の変更 2 事業費の30%を超える増減 3 その他知事が必要と認める要件	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		市町村が当該補助事業を実施するために要する経費(推進事業費)	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	10分の10以内					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	23 新規就農者ハウス継承緊急支援事業	認定新規就農者への貸出用ハウス等の整備に要する経費	交付決定日又は交付決定前着手承認日から事業完了日又は3月31日まで	農業次世代人材投資事業における県認定研修機関、県就農支援機関協議会	2分の1以内(上限2,500千円)	1 事業実施主体の変更 2 事業内容取組の新設または廃止 3 事業費の30%以上の増減	無	要	【実績報告】 事業完了時	【実績報告】 事業の完了した日から起算して1ヵ月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	24 産地基盤の強化・継承事業	次の経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 生産基盤強化対策 (1) 農業用ハウスの再整備・改修 (2) 果樹園・茶園の再整備・改修 (3) 農業機械の再整備・改良 (4) 生産装置の継承・強化に向けた取組 ア 産地における継承・強化体制の構築 イ 生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング ウ 円滑な継承のための生産装置の維持・管理 (5) 生産技術の継承、普及に向けた取組 ア 栽培管理・労務管理等の技術実証 イ 新規継承・普及のための研修等による人材育成 ウ 農業機械の安全取扱技術の向上支援	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村、熊本県経済農業協同組合連合会等 【事業主体】 農業者の組織する団体、農業者、民間事業者等	補助率は次のとおりとする。 (1) 及び (3) の事業 事業費の1/2以内 (2) の事業 事業費の1/2以内又は定額 (4) 及び (5) の事業 定額又は事業費の1/2以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の補助率及び補助額(上記(1)～(5)の補助率及び補助額と同じ)の合計額を限度とする	1 事業主体の変更 2 施工箇所又は設置場所の変更 3 事業の中止又は廃止 4 事業又は設計単位ごとに事業費又は交付金の30%を超える増減を伴う事業内容の変更(入札による減額を除く) 5 工事費から工事雑費への流用	無	要	[中間報告] 12月31日 (ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。) [実績報告] 事業完了時	[中間報告] 1月15日 [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	25 中高年移住就農研修支援事業	県外から熊本県に移住し、研修後に県内で 独立自営就農を目指す50～59歳(就農時)の 者が認定研修機関で研修を行う際の経費	4月1日から事業完了の日又は 3月31日まで	【補助事業者】 市町村 研修を受ける者 【事業主体】 研修を受ける者	2分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	補助金額の増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	26 中高年移住就農初期投資支援事業	県外から熊本県に移住し、令和5年度以降に就農する50歳～59歳（就農時）の認定新規就農者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組みに要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 認定新規就農者	10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度(上限250万円/個人)とする	1 事業費の30%を超える増減 3 その他知事が必要と認める要件	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	27 就農準備支援事業	新規就農者確保緊急対策に基づき実施する就農準備支援事業補助金の交付に必要な経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	研修を受ける者	10分の10以内	補助金額の増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	28 くまもと農業人材確保支援事業	(1) 特定技能外国人の産地間連携支援 特定技能外国人の周年労働環境を確保するため、繁忙期の異なる産地が連携し、受入れ体制等を整備するための取組みに要する経費	4月1日から事業完了日または3月31日まで	農業者、農業協同組合等	2分の1以内	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		(2) 農福連携総合窓口の設置 農福連携の推進のための総合窓口の運営、相談対応及び福祉事業所への斡旋、マッチング等に要する経費	4月1日から事業完了日または3月31日まで	NPO法人、農業協同組合等	定額(上限:5,587千円)					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	29 最適土地利用 総合対策事業	<p>中山間地域等における農用地保全のために 行う次の取組等に要する経費、もしくは、当 該経費に対して補助する場合における当該補 助に要する経費</p> <p>(1) 土地利用構想の概定 (2) 実証事業 (3) 土地利用構想の実現に必要な調査・ 計画に関する取組 (4) 省力化機械の導入 (5) 粗放的利用体制整備 (6) 農用地保全等推進委員の措置 (7) 粗放的利用のための条件整備 (8) 農用地保全のための基盤整備 (9) 農用地保全のための農業環境整備</p>	<p>交付決定日又は 交付決定前着手 承認日から事業 完了日又は3月 31日まで</p>	<p>【補助事業者】 市町村</p> <p>【事業主体】 市町村、農業委員会、 農業協同組合、土地 改良区、地域協議 会、地域運営組織、 農地中間管理機構</p>	<p>(1)～(6)は定額 (7)～(9)は10分の 5.5以内</p>	<p>1 事業実施主体の変 更 2 事業の追加又は廃 止 3 事業費の30%以上の 増減</p>	無	要	<p>【中間報告】 9月30日 12月31日</p> <p>【実績報告】 事業完了時</p>	<p>【中間報告】 10月15日 1月15日</p> <p>【実績報告】 事業の完了し た日から起算 して1ヵ月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日</p>